

# 京都運輸支局提出資料

第17回トラック輸送における取引環境・労働時間改善京都府地方協議会

令和8年2月4日

近畿運輸局京都運輸支局

# 政府における「物流2024年問題」への対応

---

# 政府における「物流2024年問題」への対応

2018年

6月 「働き方改革関連法」成立（※労働基準法の改正）

12月 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）の成立

（※「荷主対策の深度化」、「標準的運賃」の制度を創設（2024年3月末までの時限措置））



2020年

4月 「標準的運賃」を告示

2023年

6月 関係閣僚会議において「物流革新に向けた政策パッケージ」を策定

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）の成立

（※「荷主対策の深度化」、「標準的運賃」の制度を「当分の間」延長）

我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議  
(2023.3.31)

7月 「トラックGメン」創設

9月 岸田総理と中小トラック事業者等との「車座対話」を実施

10月 関係閣僚会議において「物流革新緊急パッケージ」を策定

（6月の政策パッケージのうち緊急に取り組むべき事項を具体化）

11月 政府において総合経済対策・補正予算案を決定



2024年

2月 政府において物流法案の閣議決定、国会提出

関係閣僚会議において「2030年度に向けた政府の中長期計画」を策定

3月 新たな「標準的運賃」を告示

自動車運送業分野（トラック・バス・タクシー）の特定技能制度の対象分野への追加を閣議決定

4月 「働き方改革関連法」の施行（※トラックドライバーにも時間外労働時間上限規制が適用）

物流改正法成立

5月 物流改正法公布

11月 「トラック・物流Gメン」に改組、「Gメン調査員」の新設

岸田総理と中小トラック事業者等との車座対話  
(2023.9.28)

2025年

4月 物流改正法の施行（※一部は2026年4月から施行）

5月 下請法・下請振興法改正法成立（※2026年1月施行、ただし一部は公布日から施行）

6月 トラック適正化二法 成立



物流革新・賃上げに関する意見交換会  
(2024.2.16)

# 2024年度の労働時間の実態等

---

○近畿管内のトラック事業者に対する監査で勤務時間等基準告示（新基準適用）の未遵守を指摘した事業者は55者（監査実施件数140者）

○主な勤務時間等基準告示未遵守の内訳は以下のとおり（延べ件数：監査時）

主な未遵守事項	1箇月の拘束時間	1日の拘束時間	休息期間	連続運転時間 (4時間超)	休日労働
指摘事業者数：55者 (監査実施件数140者)	16	45	43	29	2
指摘事業者数に占める 項目ごとの割合	29. 1%	81. 8%	78. 1%	52. 7%	3. 6%

- 1日の拘束時間限度、休息期間に多くの未遵守が見受けられる。
- 連続運転時間についても、遵守できていないドライバーが一定数以上いることが見受けられる。



勤務時間等基準告示の周知徹底・1日の拘束時間（休息期間）等を遵守させる更なる工夫が必要

（参考：全国の遵守状況）

主な未遵守事項	1箇月の拘束時間	1日の拘束時間	休息期間	連続運転時間 (4時間超)	休日労働
指摘事業者数：358者 (監査実施件数713者)	109	279	259	238	18
指摘事業者数に占める 項目ごとの割合	30. 4%	77. 9%	72. 3%	66. 4%	5. 0%

## 最近の法改正等の動きについて

---

# 物流改正法の概要（令和6年5月15日公布）

## 流通業務総合効率化法（荷主・物流事業者に対する規制的措置）

### すべての事業者

(R7.4.1施行)

- ①荷主（発荷主、着荷主）、②物流事業者（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、当該措置について国が判断基準を策定。
- 上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき指導・助言、調査・公表を実施。

### 一定規模の以上の事業者

(R8.4.1施行)

- 上記①②のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、中長期計画の作成や定期報告等を義務付け、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が勧告・命令を実施。
- 特定事業者のうち荷主には、物流統括管理者の選任を義務付け。

## 貨物自動車運送事業法（トラック運送事業者の取引に対する規制的措置）

(R7.4.1施行)

- 運送契約の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した書面による交付等を義務付け。
- 元請事業者に対し、実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成を義務付け。
- 下請事業者への発注適正化について努力義務を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する管理規程の作成、管理者の選任を義務付け。

## 貨物自動車運送事業法（軽トラック運送事業者に対する規制的措置）

(R7.4.1施行)

- 軽トラック運送事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための管理者選任と講習受講、②国交大臣への事故報告を義務付け。
- 国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。

# 荷主・物流事業者に対する規制的措置

国交大臣・経産大臣・農水大臣

## 基本方針

基本方針に基づき定める

荷主事業所管大臣

## 判断基準

勘案して  
指導・助言

すべての荷主  
(発荷主、着荷主)

連鎖化事業者  
(フランチャイズチェーンの本部)

## 物流事業者

(トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫)

## 物流効率化のための措置

(努力義務)

意見

国土交通大臣



# 「基本方針」のポイント

## (1) 意義・目標

- ・ 物流は、国民生活や経済活動を支える不可欠な社会インフラ
- ・ 荷主・物流事業者・施設管理者等の物流に関わる様々な関係者が協力し、**令和10年度までに、以下の目標の達成を目指す。**
  - ① 5割の運行で、**1運行当たりの荷待ち・荷役等時間を計2時間以内に削減**（1人当たり年間125時間の短縮）
  - ② 5割の車両で、**積載効率50%を実現**（全体の車両で積載効率44%に増加）

## (2) トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進に関する施策

- ・ 設備投資・デジタル化・物流標準化、モーダルシフト、物流人材の育成等の支援

## (3) 荷主・物流事業者等が講すべき措置

- ・ 積載効率の向上
- ・ 荷待ち時間の短縮
- ・ 荷役等時間の短縮

## (4) トラックドライバーへの負荷の低減に対する国民の理解の増進

- ・ 再配達の削減や多様な受取方法等の普及促進
- ・ 「送料無料」表示の見直し

## (5) その他

- ・ 物流に関わる多様な主体の役割（消費者、国、地方公共団体、施設管理者、経済界等）<sub>8</sub>

# 荷主・物流事業者等の「判断基準」のポイント

○ **すべての荷主**（発荷主、着荷主）、**連鎖化事業者**（フランチャイズチェーンの本部）、「**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、**物流効率化のために取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、これらの**取組の例を示した判断基準・解説書**を策定。

## ① 積載効率の向上

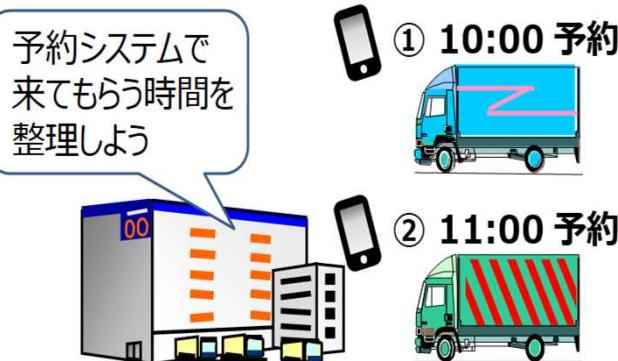
- ・共同輸配送や帰り荷の確保
- ・適切なリードタイムの確保
- ・発送量・納入量の適正化 等



地域における配送の共同化

## ② 荷待ち時間の短縮

- ・トラック予約受付システムの導入
- ・混雑時間を回避した日時指定 等



トラック予約受付システムの導入

## ③ 荷役等時間の短縮

- ・パレット等の輸送用器具の導入
- ・タグ等の導入による検品の効率化
- ・フォークリフトや荷役作業員の適切な配置 等



パレットの利用や検品の効率化

## (R8.4.1施行) 特定荷主等の指定

- 全体への寄与度がより高いと認められる大手の事業者等を指定し、**中長期計画の作成**や**定期報告**等を**義務付け**。令和8年4月1日施行。

**特定荷主・特定連鎖化事業者**

取扱貨物の重量 **9万トン以上**  
(上位**3,200社**程度)

**特定倉庫業者**

貨物の保管量 **70万トン以上**  
(上位**70社**程度)

**特定トラック運送事業者**

保有車両台数 **150台以上**  
(上位**790社**程度)

**中期計画の策定**

**毎年度が基本**  
(変更なければ5年ごと)

**事業所管大臣  
への定期報告**

**毎年度**

**勧告・公表・命令****事業所管大臣**

- **特定荷主・特定連鎖化事業者**に対しては、**事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある役員等**から物流統括管理者（CLO）を選任し、届け出ることを義務付け。令和8年4月1日施行。

## 特定荷主・特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量 **9万トン以上** (上位**3,200社**程度)

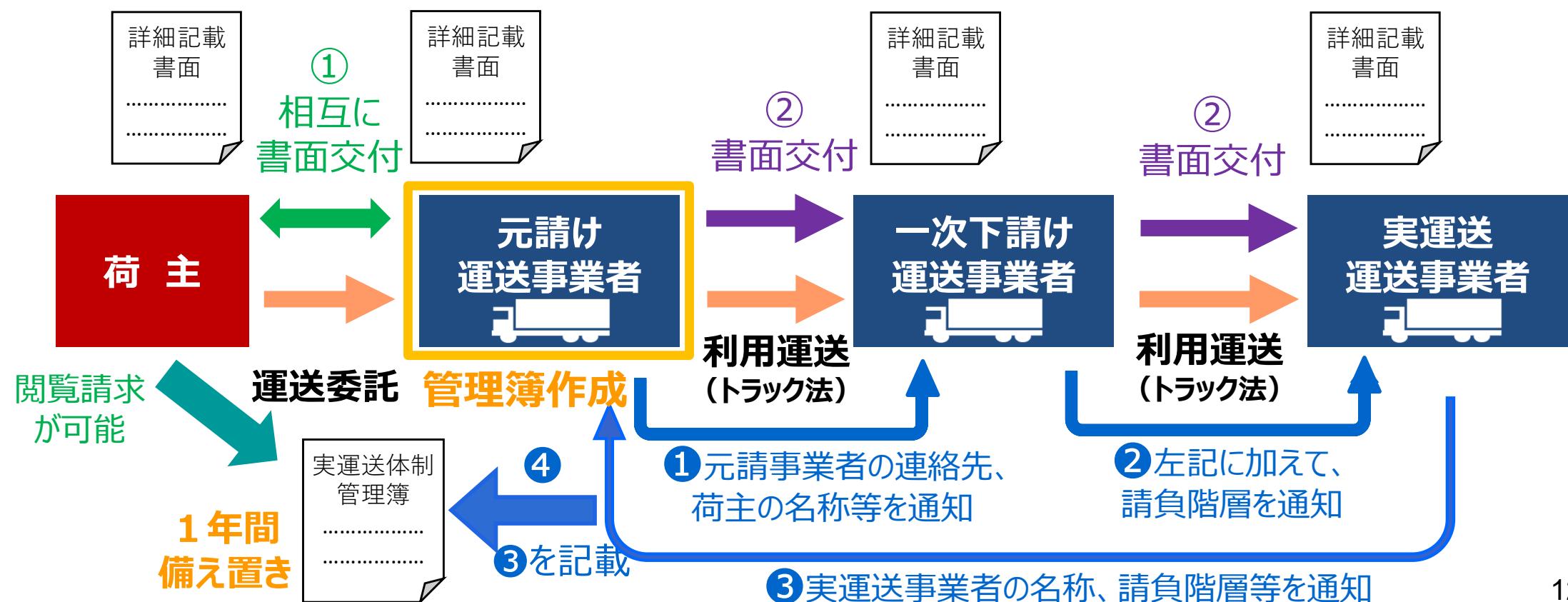
## 選任・届出

### 【物流統括管理者（CLO）の業務】

- ① 中長期計画の作成 、 ②事業運営方針の作成・事業管理体制の整備
- ③ リードタイムの確保、発注・発送量の適正化等のための、  
**社内の関係部門（開発・調達・生産・物流・販売等）間の連携体制の構築**
- ④ 設備投資、デジタル化、物流標準化に向けた**事業計画の作成、実施及び評価**
- ⑤ 社員の意識向上のための**社内研修の実施**
- ⑥ 調達先及び納品先等の物流統括管理者等との連携・調整

# トラック運送事業者の取引に対する規制的措置①

- 運送契約の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ、高速道路利用料等を含む。）等について記載した書面の交付等を義務付け。
- 運送体制の明確化を図るため、元請事業者に対し、実運送事業者の名称、請負階層等を記載した実運送体制管理簿の作成を義務付け。



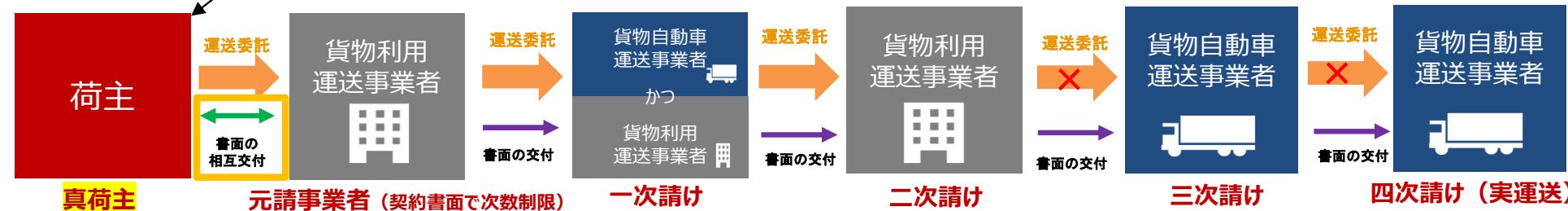
## (R8.4.1施行) トラック法における真荷主の範囲の改正

トラック法の「**真荷主**」の定義が変更されました。具体的には、**真荷主の範囲から**、貨物自動車運送事業者に加えて、**貨物利用運送事業者も除外**されました。令和8年4月1日より施行されます。

&lt;現行 (R7年4月～)&gt;



&lt;改正後 (R8年4月～)&gt;



&lt;現行 (R7年4月～)&gt;

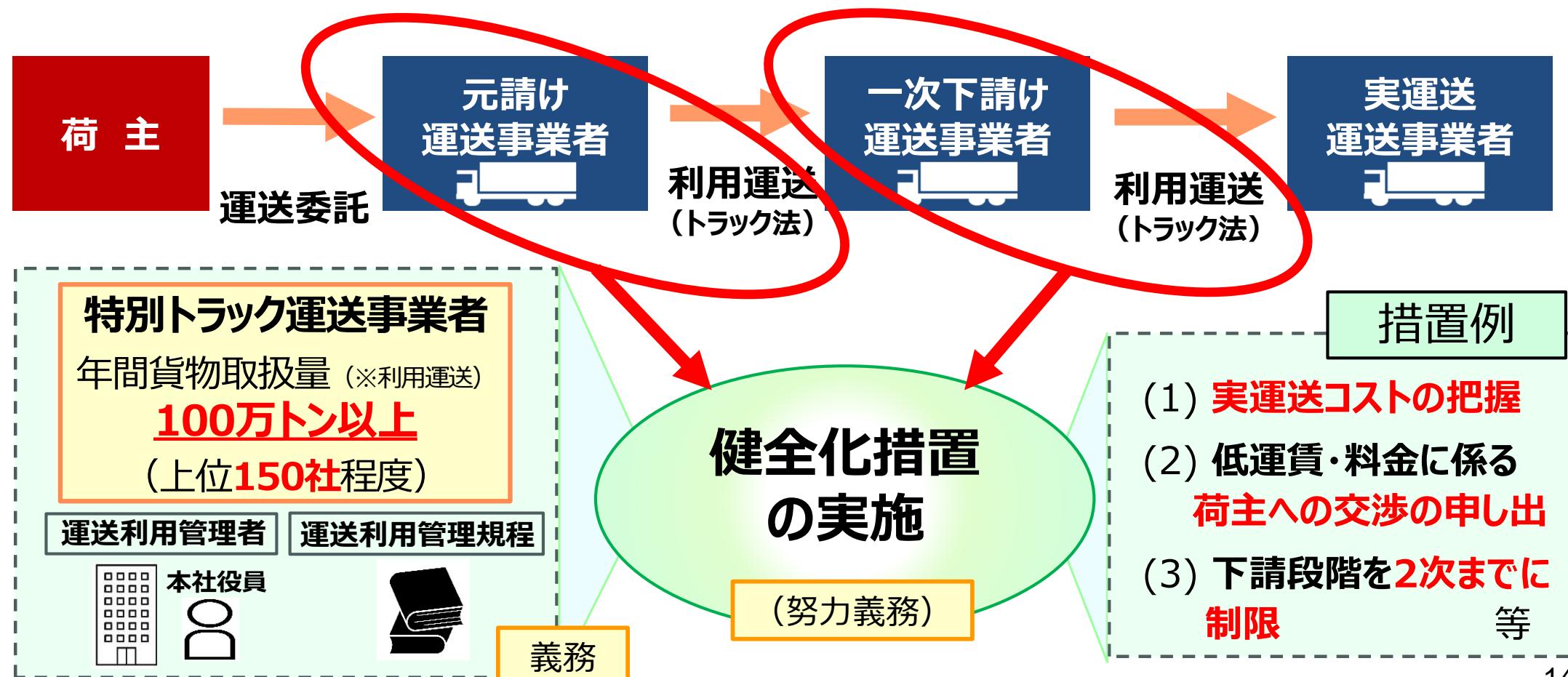


&lt;改正後 (R8年4月～)&gt;



## トラック運送事業者の取引に対する規制的措置②

- 他のトラック運送事業者が行う運送を利用する場合、一定の発注適正化措置（＝健全化措置）を講ずることを努力義務化。
- 一定規模以上のトラック運送事業者に対し、運送利用管理規程の作成、運送利用管理者の選任を義務付け。



## トラック適正化二法のポイントについて

---

# 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

## 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

概要

- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足
- 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。

### 貨物自動車運送事業法の一部改正

#### 1. 許可の更新制度の導入

トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制を導入

#### 2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを確保

- (※) 貨物利用運送事業者についても同様に規制
- (※) 適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施
- (※) 標準的運賃については廃止

#### 3. 委託次数の制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化

#### 4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック（いわゆる「白トラ」）の利用を禁止（罰則付）  
荷主等に対しては是正指導も実施

### 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

#### 1. 基本方針の策定

##### (1) 体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備

##### (2) 財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、  
(1)①について更新手数料等によるほか、(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討

#### 2. 法制上の措置等

政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後3年以内を目途として講じる

#### 3. 物流政策推進会議

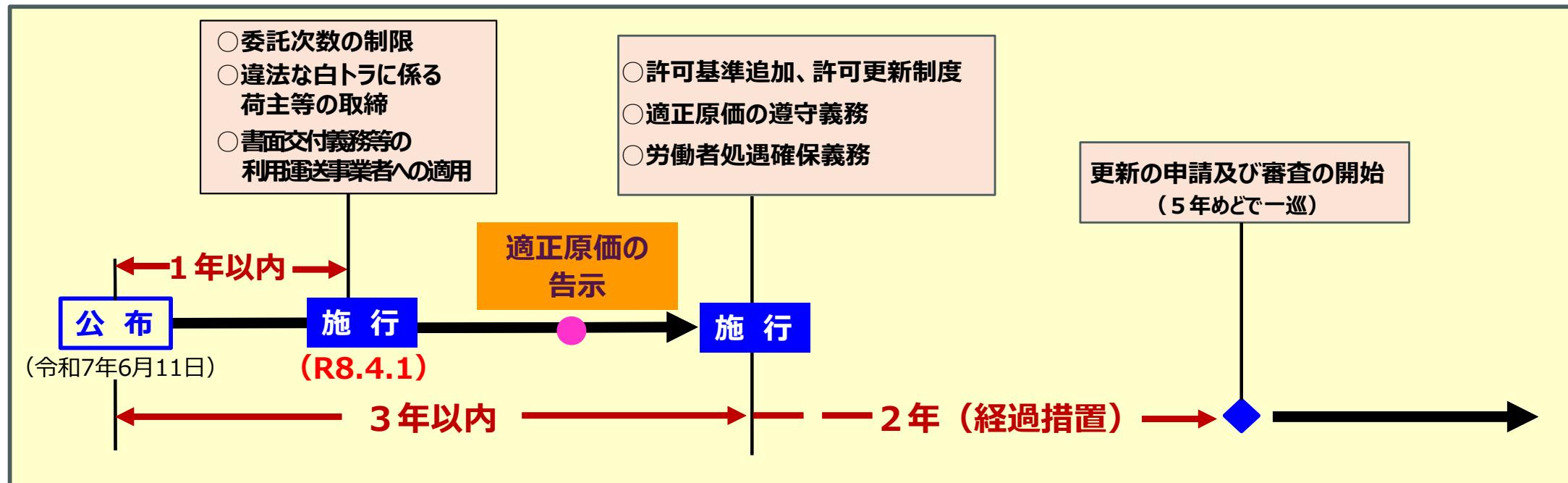
政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置

推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

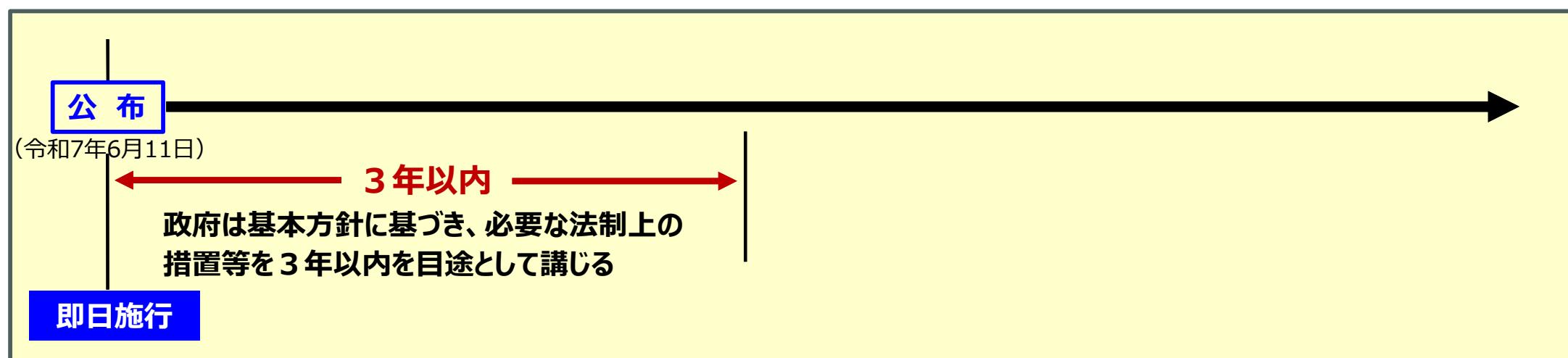


# トラック適正化二法の施行時期

## 【貨物自動車運送事業法】



## 【貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律】



# トラック・物流Gメンについて

---

## 働きかけ

トラック事業者が法令順守できる  
よう理解を求める

さらに情報を得た場合

## 要 請

改善計画の提出、改善状況の報告  
についても協力を依頼

要請してもなお改善されない場合

## 勧告・公表

改善計画の提出、改善状況の報告  
についても協力を依頼

## 理解を求める文書を発出

↓  
荷主による自主的な状況確認と改善

## 荷主へのフォローアップの実施

### 要請・勧告文書を発出

↓  
必要に応じ関係省庁等と連携してヒアリング

↓  
改善計画の策定、改善期間の設定

↓  
トラック・物流Gメンによる改善状況の確認

↓  
改善報告の提出  
(違反原因行為の解消)

# 荷主等による違反原因行為

違反原因行為とは、トラック運送事業者が関係法令に違反する原因となるおそれのある行為。

## 長時間の荷待ち



## 契約にない附帯業務



## 運賃・料金の不当な据置き



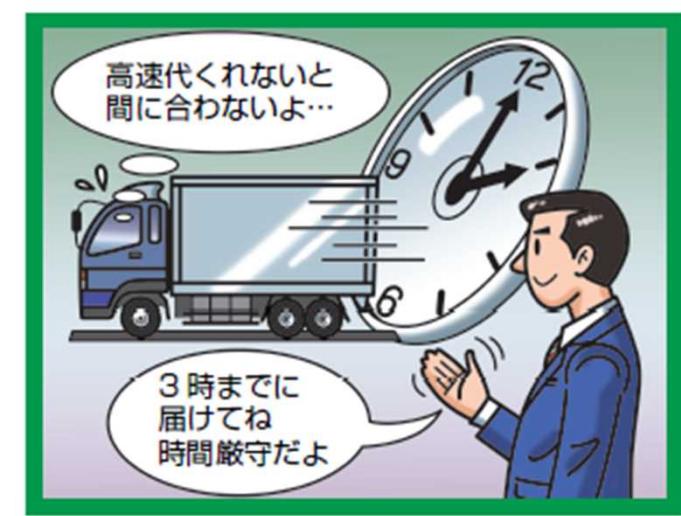
## 過積載運送の指示・容認



## 異常気象時の運送依頼



## 無理な運送依頼



# トラック・物流Gメンの具体的活動

## トラック事業者・トラックドライバー・倉庫業者へのヒアリング（プッシュ型情報収集）



事業者拠点のほか、SA, PA。道の駅、コンビニ、自動車事故対策機構(NASVA)で運転者の話を聞き、情報提供を呼びかけ。

## 荷主等へのアポなし訪問・説明(荷主等パトロール)



荷主等をアポなしで訪問し、オンライン説明会、トラック物流問題解決に向けた荷主の協力の必要性などについて説明。

## 荷待ち、附帯作業等の現状確認・指導 (荷主等パトロール)



荷主等へのアポ無し訪問の際、現場にて、荷待ち、契約にない附帯業務等の有無や程度を確認し、荷主に対して指導。

## 是正指導（働きかけ、要請、勧告〔社名公表〕）、 指導後の対象のフォローアップ



違反原因行為の疑いが確認された場合は、是正指導。更に荷主の現場で改善状況の確認も行う。

# トラック・物流Gメンの最近の動き

## ■全国の働きかけ等の累計実施件数（R1.7～R7.11） ■ドライバーへの情報収集、荷主訪問の実施

- 勧告 : 5件（荷主3、元請1、その他1）
- 要請 : 195件（荷主106、元請83、その他6）
- 働きかけ : 2,194件  
(荷主1,540、元請554、その他100)

⇒ 計2,394件の法的措置を実施



## ■是正指導指針の制定・公表（R7.10）

- ✓ 是正指導の透明性・公平性の確保や、荷主・元請事業者等が自主的な商慣習の見直しに取り組むため、是正指導指針の制定・公表を実施。

## ■集中監視月間の実施（R7.10～11）

- ✓ 「トラック・物流Gメン」が本年8月に実施した全トラック事業者に対する違反原因行為の実態調査等の活用し、違反原因行為が疑われる荷主等への働きかけ等を積極的に実施。
- ✓ 荷主企業の本社を訪問し、改正物流法やトラック・物流Gメンの活動内容の周知を実施。
- ✓ 公正取引委員会などの他官署と連携し、各ブロックや東京で合同荷主パトロールを実施し、違反の疑いのある荷主等の情報収集や、改正物流法や取適法の周知を実施。
- ✓ SA/PAでのトラックドライバーへの情報収集の強化。

# 荷主等パトロールの全国展開

全国各地で各運輸局がパトロールを実施



パトロール  
動画



## パトロール先拠点数約5,000か所

各地方運輸局において様々な手法により実施。  
(R5.7.21～R7.8.31全国の実績)

### (実施例)

- 荷主事業者の事務所・物流拠点等を訪問し、以下を実施
  - ・ 違反原因行為の防止を呼びかけ
  - ・ 荷待ち状況の実態確認
  - ・ 運賃交渉への誠意を持った対応を要請
  - ・ 要請を受けた荷主等の改善状況を確認
  - ・ オンライン説明会への参加を呼びかけ

## 全国的に、Gメンの広域連携（合同パトロール）も実施中

### 関東



### 近畿



### 中部



### 九州



建設会社に対するアポ無し訪問・ヒアリング  
(関東・中国Gメン、東京Gメン調査員)

運賃・料金の不当な据置きの申告があった飲料メーカーに対するアポ無し訪問・ヒアリング  
(近畿・四国・九州・中国Gメン)

過積載の申告があった卸企業に対するアポ無し訪問・ヒアリング（中部・近畿・九州・中国Gメン、名古屋Gメン調査員）

配送センターの荷積み状況確認  
(中国・九州Gメン)

## 概要

**本年の「集中監視月間」(10月・11月)**では、来年1月に取適法（改正下請法）が施行されることを踏まえ、**地方運輸局と公正取引委員会地方事務所が全国規模で連携**し、荷主等の営業所、物流拠点に対する荷主パトロールや高速道路のSA・PAにおいて、改正物流法や取適法（改正下請法）の周知啓発活動を実施

これに関連し、**全国の地方運輸局 トラック・物流Gメンが荷主等の本社や着荷主が多い東京へ集結し、公正取引委員会本局と合同で荷主パトロールを実施**

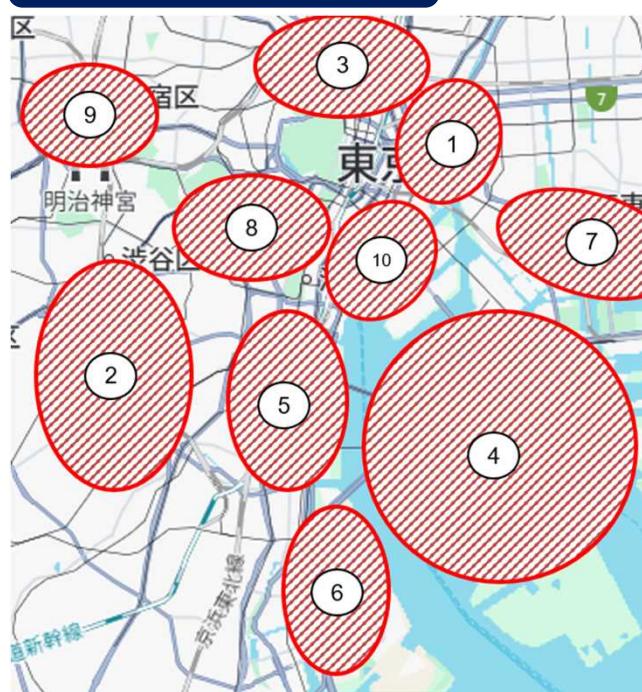
## 合同パトロール実施日

令和7年10月28日（火）及び29日（水）

## パトロール体制

- ・トラック・物流Gメン 33名
- ・公正取引委員会 3名
- ・Gメン調査員（東京都トラック協会） 3名
- ・Gメンアシスタント事務局 5名
- ・1班3～5名 計10班

## パトロール場所・体制



- ①日本橋・八重洲エリア
- ②渋谷・恵比寿・目黒エリア
- ③水道橋・お茶の水エリア
- ④青海エリア
- ⑤大崎・浜松町エリア
- ⑥京浜エリア
- ⑦江東エリア
- ⑧赤坂・虎ノ門エリア
- ⑨新宿エリア
- ⑩港区・芝浦エリア

- | パトロール対象荷主等 |
|------------|
| 建設・土木関係    |
| 鉄鋼関係       |
| 小売り関係      |
| 食品・飲料関係    |
| 機械・化成品等製造  |
| 元請トラック事業者  |
| その他物流事業者 等 |

